

感染症の予防及びまん延防止のための指針

らぼーる訪問看護ステーション

【基本指針】

らぼーる訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、利用者及び職員等（以下「利用者等」という。）の健康と安全を守るため、平常時から感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないように迅速に必要な対策を構築することが必要である。感染予防・再発防止対策及びまん延防止に適切な対応等事業所における感染予防対策と必要な対策が出来る体制を整備し運営するために、基本的な指針を定める。

【感染管理体制】

1. 感染症対策委員会の設置

- (1) 事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等での適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、専任の感染対策を担当する者（以下「担当者」という。）を定める。
- (3) 委員会は、担当者の招集により定例開催（6か月毎に1回）に加えて、地域で感染症が増加している場合や利用者及び家族で感染発生の疑いがある場合等は、必要に応じ随時開催する。委員会では、「感染症の予防」と「感染症発生時の対応（まん延防止等）」のために必要な次に掲げる事項について審議する。なお、委員会での議論の結果や決定事項については、すみやかに職員に周知を図る。

- ① 感染対策の立案
- ② 感染に関する最新情報の把握及び、指針・マニュアル等の作成・見直し
- ③ 事業所内感染対策に関する、職員への研修の実施
- ④ 利用者の感染症の既往の把握
- ⑤ 利用者・職員の健康状態の把握
- ⑥ 感染症発生時における感染対策及び拡大防止の指揮
- ⑦ 感染対策実施状況の把握と評価、改善を要する点の点検
- ⑧ 委員会の開催記録等の諸記録の保管
- ⑨ その他必要な事項

2. 指針・マニュアル等の整備・更新

委員会の定例開催時に、指針・マニュアル等の確認と、必要時整備・更新を実施する。

3. 研修・教育計画の策定及び実施

職員に対して、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」を委員会の企画により、以下の通り実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の重要性と標準予防策に関する教育を行う。

(2) 全職員を対象とした定期的な研修

全職員を対象に、定期的な研修を年1回以上は実施する。

【平常時の感染管理対策】

1. 職員の健康管理

職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- (1) 職員の感染症（水痘、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎及びB型肝炎）の既往やワクチン接種の状況を把握する。
- (2) 定期健診の必要性を説明し、受診勧奨を行い、確実な受診を促す。
- (3) 職員の体調把握に努めるとともに職員の家族が感染症に感染した場合の相談体制を整える。
- (4) 体調不良時の連絡方法を周知し、申告しやすい環境を整える。
- (5) 研修等を通して職員自身が日頃から自分の健康管理に注意を払うよう啓発を行う。
- (6) 職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対して教育・指導を行う。
- (7) ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨するとともに、積極的にワクチン接種の機会を提供し、円滑な接種がなされるよう配慮する。
- (8) 職員が業務において感染リスクがあった場合の報告及び医師への適切な処置を仰ぐ体制を整える。

2. 標準的な感染予防策

(1) 看護ケアにおける感染予防策

- ① 手指衛生の実施状況（方法、タイミング等）を評価し、適切な方法を教育、指導する。
- ② 個人防護具の使用状況（ケアの内容に応じた防護具の選択、着脱方法等）を評価し、適切な方法を教育する。
- ③ 訪問時ケア・医療処置時の対応を確認し、適切な方法を指導する。

(2) 衛生資材の備蓄

十分な必要物品（アルコール、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等）を確保し、管理する。

【発生時の対応】

感染症が発生した場合に、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる対応を行う。

1. 発生状況の把握
2. 感染拡大の防止
3. 医療処置
4. （必要に応じて）区市町村への報告
5. （必要に応じて）保健所及び医療機関との連携

【指針の閲覧】

本指針は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

附則 本指針は、令和6年4月1日から施行する。